

第6回 (仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 会議録

日 時：平成23年(2011年)4月15日(金)10:00～12:00

場 所：横須賀市役所 1号館3階会議室A

出席者：(検討委員)

・昌子委員長、出石副委員長、倉谷委員、櫻井委員、鈴木委員、
西原委員、森下委員、尾澤委員、古谷委員

※欠席・・・岡委員、林委員、矢口委員

(事務局)

・竹内市民部長、水野市民生活課長、小和瀬主査、
渡辺市民協働推進担当課長、山口主査、山中主任、高橋主任

傍聴者：0名

会議資料

①次第

②(仮称)地域運営協議会設置等検討委員会 中間報告書(案)

③(仮称)地域運営協議会設置等検討委員会(第1回～第5回)における議論の要約

④(仮称)地域運営協議会設置等検討事業の平成23年度の取り組みについて

<会議内容>

1 開会

平成23年度の人事異動により、検討委員である行政管理課長と、事務局員の一部に交代があった旨を報告。

2 資料確認

3 議事

(昌子委員長)

それでは、本日は検討委員会の中間報告についての検討ということで進めていきたい。過日、事務局からお送りした中間報告書案は、皆さまにお送りする少し前に私(委員長)と副委員長に提示されたが、時間の関係もあり、大幅に修正を行うことはせず、この検討委員会での議論によってブラッシュアップしたいと考えた。委員の皆さまにおいてもあまり内容をじっくり読み込む時間はなかったと思うが、中間報告ということで、今までの議論が反映されたものになっているかという点と、今後検討を行っていかなければいけない課題が記載されているかといったところは重要な点であると思うので、そういった観点でのご意見をいただきたい。

では、事務局からこの中間報告案についてご説明いただきたい。

(事務局：高橋主任)

それでは、資料1として、先日ご郵送させていただいた「中間報告書案」をご覧いただきたい。この中間報告書案は、庁内プロジェクトチーム検討報告書をたたき台として、この検討委員会でこれまで5回の会議を経てご議論いただき、示された方向性などをまとめたものとした。

本日、これから項目ごとにご議論いただく予定となっていることから、個々の説明についてはここでは省かせていただくこととしたい。

(昌子委員長)

それでは、事務局に項目ごとにご読み上げていただき、その後、委員の方々からご意見をいただくこととしたい。

(事務局)

～『中間報告書案』2頁、「はじめに」読み上げ～

(昌子委員長)

それでは、事務局への質問ということも含めて、ご意見がある委員がご発言いただきたい。

(西原委員)

この内容でいいのではないか。

(昌子委員長)

それでは、もし後からでも気付いたことがあれば、振り返ってご発言いただくこととし、次に進むこととしたい。

(事務局)

～『中間報告書案』3頁、「1 これまでの検討経緯」読み上げ～

(昌子委員長)

ご意見はあるか。

(西原委員)

特にない。よろしいと思う。

(昌子委員長)

それでは次に進みたい。

(事務局)

～『中間報告書案』3頁、「2 横須賀市における地域コミュニティの現状」読み上げ～

(昌子委員長)

こちらについてはいかがか。

(出石副委員長)

確認したい。この項目の中で、「地域のまちづくり団体」と「地域まちづくり組織」という表現があるが、この違いは何か。

また、二段落目の「各町内会・自治会をはじめとする～」とあるが、町内会・自治会以外のまちづくり組織とはどういったものが想定されているのか。

(事務局：高橋主任)

「地域のまちづくり団体」と「地域まちづくり組織」については、特段、意味の違いを意識して使い分けたものではなく、同じ意味で表現を変えただけなので、統一した方がよいということであれば、そのようにしたい。

また、町内会・自治会以外のまちづくり組織としては、基礎的構成委員に想定されているような民協や社協、またそれ以外にも各種の団体が存在すると思うので、そういった団体を想定した。

(出石副委員長)

他意がないのであれば、統一した方がよいと思う。

また、その他の団体については、中間報告書に載せるということであれば、検討委員会として確認しておいた方がよい。自分の感覚的には建築協定委員会とか地域に根付いたNPOだといったところが想定されるが、もし事例があれば確認させていただきたい。

(昌子委員長)

表現については、意味が同じであれば表現は統一した方がよいと思う。

(事務局：山口主査)

表現については統一したものにする。

また、団体については、まちづくり推進協議会などもこれにあたると思う。

(古谷委員)

二段落目の下から二行目に「地域活動に無関心にならざるを得ない層～」とあるが、これについて二点申し上げたい。

ひとつは、「ならざるを得ない」というのは、本来、本人の意思に反してになってしまうという場合に使う表現かと思うが、この文脈からすると、自然と無関心になってしまいうという意味かと思うので、表現を変える必要があるのではないかと思う。

また、もう一つは、関心があってもやむを得ず参加できない層も存在すると思うので、例えば「地域活動に無関心、または関心があっても参加できない層」とした方がよりよいのではないか。

現在、自治基本条例検討委員会の中でも、「市民参加」というのは大きなテーマになっていて、そういったところから感じたことを申し上げた。

(事務局：渡辺課長)

今の古谷委員のご意見に沿った方向で修正を行いたい。

(昌子委員長)

では、次に進みたい。

(事務局)

～『中間報告書案』3頁、「3 新しい地域コミュニティの必要性」読み上げ～

(倉谷委員)

検討委員会の報告書として考えた場合、不適切な文言であると思う。

「昨今の財政状況や公務員数削減の流れ」とあるが、これを理由にしてしまうと行政側の責任放棄と取られかねない。昨今の公共サービスへのニーズは、行政サービスに馴染まない部分が多いと思う。これは、行政が悪いのではなく、市民側にもその責任がある。よって、こういったことを強調して、「地域主権」や「市民が主役のまちづくり」といったことを表現した方がよいと思う。

(出石副委員長)

私も同じ意見である。この案文であると、市民参加や市民協働といったものが、行政ができないものを市民に押し付けるという意味に取られかねない。

私は、前段の部分の市民ニーズに行政だけで対応できないという部分はあってもよいと思うが、「地域のことは地域でなければわからない」、「住民ニーズにあった地域のまちづくりは住民側で行うことを基本とする」といったことをメインにして、あとは行政との役割分担といった内容に整理すべきでないかと思う。

(倉谷委員)

前段の部分について住民側から見れば、行政の効率的な運営や職員の能力アップでカバーすべきということになると思う。

自治基本条例においても市民の役割、行政の役割といったところが明確にされると思

うが、そういったところも今までとは違ったものになると思う。

(昌子委員長)

この件については、私も同意見である。やはり地域からの視点というものが重要であると思う。

地域のことは地域で決めることが大切で、地域が主体となって決めるとなれば新しい仕組みが必要であることなど、地域の視点での必要性を主として、行政だけの対応では十分ではないという点は補足的に触れるかたちに修正いただきたい。

(出石副委員長)

P T案には、正に今の意見に沿ったかたちで組織の必要性をうたっているが、なぜ、その表現を変えたのか確認したい。

特段、検討委員会の中ではP T案のこの部分についての異論はなかったと記憶しているが。

(事務局：渡辺課長)

委員の皆さまのご意見にあったように、文書を構成する要素として、役所側の視点が前に出てしまっていると思う。やはり、地域の課題は身近なところで解決を図るところが一つの基本になるので、そのあたりを前面に出して、補足的に行政側の視点を加えるといったように修正したい。

(鈴木委員)

私も先程からのご意見と同じで、役所側の都合を理由にすることよりも、もっとプラスの意味で市民と一緒にまちづくりをやっていく方向の記述にしていくべきかと思う。

(事務局：渡辺課長)

このことを考える場合には「補完性の原則」という考え方があてはまると思う。自分たちでできることは自分たちで、地域でできることは地域で、そして行政はそれを補うものであるということ。

先ほどから行政としての役割を踏まえたかたちでの記述をすべきというご指摘をいただいているので、そういったところも捉えながら、地域のことは地域で決定していくという書き方にしていきたい。

(昌子委員長)

それでは、この項目については今のようなかたちで全面的に修正するかたちとしたい。では、次の項目に進むこととしたい。

(事務局)

～『中間報告書案』4頁、「4 新しい地域自治組織を設置する意義」読み上げ～

(昌子委員長)

これについてはいかがか。

・・・特に無いようであれば、次に進むこととしたい。

(事務局)

～『中間報告書案』4頁、「5 新しい地域自治組織「(仮称)地域運営協議会」について
—(1)組織の位置付け」読み上げ～

(出石副委員長)

確認を含めて申し上げたい。

この検討委員会は、要綱に「協議会の設置について検討し、市長に意見を述べる」となっている。しかし、この「5」の書き方は設置が前提となっているように思える。

1～4の項目で新しい地域コミュニティ、新しい地域自治組織が必要であり、意義があると言ってきているので、「地域運営協議会を設置すべきである」とか、「設置することが望ましい」、「設置することを提案する」といった表現にすることが、我々が出す報告書のかたちであるかと思う。

(昌子委員長)

確かに報告書の書き方として見れば、出石副委員長のご指摘が正しいかと思うが、事務局はいかがか。

(事務局：渡辺課長)

ご指摘のようなかたちで、書き方に工夫をしてみたい。

(鈴木委員)

今の文章の表現についてだが、これは地域に説明等を行う場合にも、地域の方たちが興味を示し、理解しやすい文章で示す必要があると思う。

(倉谷委員)

事務局に一点確認したい。

これまで、まちづくりというのは「協働」で進められてきたと思うが、この地域運営協議会は市民が自主的に自立して行っていく「市民主導・自立型」という考え方か。

(事務局：渡辺課長)

この報告書にも記載したとおり、将来的な組織のあり方としてはそうなることが目標となるが、当面は行政と一緒に進めていくということで考えている。

(倉谷委員)

そのあたりは、他の自治体とは異なる点だと思う。

(昌子委員長)

では、他にご意見が無ければ次に進みたい。

(事務局)

～『中間報告書案』5頁、「5—(2) 組織の目指すべき方向」読み上げ～

(出石副委員長)

言葉の確認をしたい。二行目にある表記で「地域自治組織」とはせずに「住民自治組織」としたのはなぜか。

(事務局：渡辺課長)

特段の意図はないので、「地域自治組織」に統一して表記するようにしたい。

(昌子委員長)

他にいかがか。

・・・特にないようであれば、次に進みたい。

(事務局)

～『中間報告書案』5頁、「5—(3) 組織設置単位」読み上げ～

(昌子委員長)

細かいところであるが、二段落目の表記に「など」が続いているところがあるのでそのあたりも修正願いたい。

(古谷委員)

ここでは「行政管区単位が適当である」と記載があるが、いろいろな考え方がある中でこれが適当だと書くのであれば、その理由を記載する必要があるのではないか。P T案の5頁にもあるように「市域のまとまりや、各行政センターを中心とした活動を行うことを踏まえ」としているように、そういった表記が必要ではないかと思う。

(昌子委員長)

これについては、検討委員会での議論の経過を踏まえたかたちの記載にさせていただきたい。

(事務局：渡辺課長)

了解した。

(昌子委員長)

では、次に進むこととしたい。

(事務局)

～『中間報告書案』6頁、「5—(4)組織の構成員①～⑤」読み上げ～

(櫻井委員)

P T案では、「その他の構成委員」のところに例示がされていたと思うが、この報告書案では表記されていない。入れておいた方が分かりやすいのではないか。

また、組織イメージ図の下部には、「●●専門部会」と表示されているが、これについてもある程度(表中ということではなく)例示をした方が理解しやすいのではないか。

(例えば、広報部会、健康部会など)

(昌子委員長)

今のご意見にも通じる場所として、専門部会のところを「⑤その他」で触れているが、ここに記載するよりも例えば「協議会の組織構成」といったように項目を別立てにし、少し補足を加えて記載した方が分かりやすいのではないかと思う。

(事務局：渡辺課長)

ご指摘があったように、分かりやすさということはたいへん重要なところであるので、どういった書き方がより分かりやすいのかというところを検討してみたい。

(事務局：竹内部長)

「その他の構成委員」のところに例示を記載するということと、専門部会の件については「協議会の組織構成」として整理し新たに項目立てするという事で、委員長と櫻井委員のご指摘を整理できると思うがいかがか。

(昌子委員長)

「その他の構成委員」については、P T案には表記されていたものをあえて削除しているので、その理由があればお聞きしたい。

(事務局：高橋主任)

「その他の構成委員」のところでは例示をあえて書かなかった理由としては、PT案の役割・権限の項目に具体的な活動事例を示した際に、記載することでそれにとらわれてしまうといったご意見があったことから、構成委員の例示によってそれらの団体を加入させなければいけないという誤解を生むのではないかということ考えた。

また、櫻井委員からの専門部会のところも具体的な例示があった方が分かりやすいのではないかというご指摘について事務局としての意識統一は図っていないが、私の意見としては、イメージ図に直接記載するのではなく、説明文章の方に例示を記載する方がよいのではないかと思う。

(櫻井委員)

私の意見は図の中に直接表記した方がよいということではなく、専門部会というイメージが見る人によって違うことが考えられる。文章の中でもいいので、イメージがしやすいように例示を挙げた方がより分かりやすいのではないかと思う。

(倉谷委員)

私の意見としては、地域の課題はそれぞれ違いがあって、それに応じて専門部会がつけられると思うので、それは地域に任せるべきではないかと思う。

具体的には浦賀で取り組まれているようなかたちになるのではないか。

(昌子委員長)

それでは、今ご意見をいただいた件、その他の構成委員の例示と専門部会についての記載を新たに項目立てすることとして、文章を整理いただきたい。

(事務局：渡辺課長)

事務局内で検討し、工夫して記載することとしたい。

(倉谷委員)

この組織イメージ図は理解しやすいと思うが、二点ほど申し上げたい。

この協議会は地域代表性を問われる組織であると思うので、地域住民の参加が可能であるところを図の中に表した方がよいと思う。

もう一点は協議会と行政の関係であるが、PT案のイメージ図からはその関係が変化した表現になっている。しかし、この報告書の中にもあるとおり、この協議会を運営するにあたっては行政センターの役割というものは相当大きなものになる。よって、その部分をもっと強調した表現にした方がよいのではないか。

(事務局：渡辺課長)

イメージ図の中の「協働」という表現を別のものにするということか。

(倉谷委員)

行政と地域が「強く結びつく」ことがイメージできる表現が欲しい。11 頁にでてくる文章表現を図で示して欲しいという意味である。

(事務局：渡辺課長)

工夫して表現することとしたい。

(西原委員)

前にも言ったが、今一度申し上げたい。

この協議会の委員についてだが、例えば「クリーンよこすか市民の会」という組織は他都市には存在しない本市独自のもので、会員の人数も二千数百名におよんでいる。こういった組織が入っていないということに違和感を覚える。

また、防災で言えば「自主防災連絡協議会」というものがあるが、これは連合町内会と表裏一体の組織となっているので改めて加える必要性は感じない。しかし、防犯の方は「防犯協会」という全国的な組織があつて、さらに防犯協会の中に複数の連絡協議会が存在するといったようになりかなり大きな組織である。こういった大きな組織が基礎的構成委員に入っていないということにも疑問を感じている。

以上のような団体を「その他の構成委員」として十把一絡げに扱うことについては、違和感を覚えるし、この中間報告書にもあるように、今後しっかりと議論をしていきたい。

(事務局：渡辺課長)

この件については、この検討委員会の中でご議論いただき、方向性をお出しいただきたいと思う。

(倉谷委員)

協議会の委員会にはコアメンバー（基礎的構成委員）に参加いただき、今、西原委員がおっしゃったような団体の方々には、課題ごとに設置される専門部会に参加いただくことがいいのではないかと思う。

この協議会の中心になるのは、地域の課題に広く関わる町内会・自治会の方だと思うので、各会長には相当な負担を強いることになる。しかし、そういった方を中心に運営していくことが一番いいのではないだろうか。

(昌子委員長)

基礎的構成委員の考え方としては、ほぼ全市共通に存在する組織ということなので、委員会（決定機関）に他の団体を加えることも可能であることから、地域の実情に合わせて（委員会に参加できる）団体を選択することではどうか。

(倉谷委員)

このイメージ図を一般市民が見たときに、(従来からまちづくりをリードしてきた) こういった団体だけで構成されているのかという思いを持ってしまうということが懸念される。

(昌子委員長)

そのあたりは今後の課題として、今後議論を行っていききたい。

(櫻井委員)

ひとつ確認したい。

協議会への参加は各団体の代表者となっているが、これは各団体一名ずつであるのか。それとも複数名の参加が可能なのか。このことについては、特に検討委員会の中でも議論をしていないと思う。

連町を例とすると、副会長がクリーンや防犯を担当していることがあるので、そういった方まで含めて協議会に参加できることにすれば、先ほど西原委員がおっしゃった問題はある程度解消できるのではないかと。

(出石副委員長)

中間報告ということを見ると、ここで結論を出す必要はないと思うが、もし検討するのであれば次の「(5) 委員の人数」で検討することが適切かと思う。

(昌子委員長)

他にこの「(4) 組織の構成員」のところでご意見は。

(出石副委員長)

これまでの検討の中で、私が組織名のことで述べてきたことについて9頁の「(9) 組織名」に反映してもらっているが、このことについて一部、6頁にすでに反映されたかたちになっている。

このことで申し上げたいのだが、一行目に「この協議会は、地域に住む全ての人々で構成します。」となっている。これはPT案から変わっていないが、この後に「委員会」を設置します。」と加えられている。また、その下のイメージ図の真ん中に「(仮称) 地域運営協議会 (委員会)」となっている。一見、分かりやすくなったように思えるが、地域運営協議会を表しているのは、本当はこの大きな四角の中となり、真ん中は「委員会」になる。加えて、先ほど倉谷委員がおっしゃったことを反映するのであれば、この四角のどこかに「市民」とか「住民」といったことを表示する必要がある。また、一行目に「この協議会は、その地域に住む全ての人々で構成します。」とあって、三行目に「その構成については～」となっている。ここで言っている「構成」は意味

が違ふ。一行目の「構成」は協議会全体であり、三行目の「構成」は委員会の構成である。このあたりを誰が見ても混乱しないように整理して書く必要があると思うし、もしそこまで書ければ、8頁の「(9) 組織名」のところは不要になる。

しかし、この件についてはこの検討委員会でコンセンサス（合意）を得ていないと思うので、そのあたりをどう整理するかという問題はある。

（昌子委員長）

この件については、たいへん本質的なところでもあり、一般の方がこのイメージ図を見たときに「住民が入っていない」といった疎外感を感じないような工夫が必要になるろうかと思う。

では次に進むことにしたい。

（事務局）

～『中間報告書案』8頁、「5—(5) 委員の人数」読み上げ～

（昌子委員長）

先ほど櫻井委員からご指摘のあった、「ひとつの団体から複数の委員を出すことが可能か」という件はまだ検討委員会の中でも議論をしていなかった内容であるため、今後の検討課題にすべきと考える。

この件以外にも、協議会の実際の運営に関わる部分などで検討していない課題はあると思うので、それらと合わせて、今後検討していくこととしたい。

（事務局：竹内部長）

そういった運営に関わる部分での課題を洗い出すためにもモデル地区を設置して運用していくので、委員長がおっしゃったようなかたちで進めていただければと思う。

（出石副委員長）

例えば、「基礎的構成委員となる団体からの委員の人数等は、今後検討すべきである。」といったように記載しておいてはどうか。

あるいは、今、事務局の発言にあったように「モデル事業の結果を踏まえつつ」でもいいのではないか。

（昌子委員長）

他にこの「委員の人数」について、今後検討すべき部分といったようなご意見があれば伺いたい。

（倉谷委員）

地域によって町内会の数にも大きな違いがあるので、そういったことによって協議会

の運営方法も変わってくると思う。町内会の数が多い地域は、やはりそのあたりを考慮して、連町からの参加人数を大目にする必要がある。

そういったことを考慮して、中間報告書案にも「各地域の実情に合わせて協議会で定める」と書いているので、臨機応変に対応していけばいいのではないかな。

(櫻井委員)

先ほど、委員長がおっしゃったように今後の検討課題ということによろしいかと思う。

(昌子委員長)

それでは次に進むこととしたい。

(事務局)

～『中間報告書案』8頁、「5—(6)委員の任期」読み上げ～

(事務局：竹内部長)

ここについては、検討委員会の中で議論されていなかったため、事務局の案として記載させていただいた。

(出石副委員長)

検討委員会の中間報告として行うにあたって、「なぜ2年程度なのか」ということを考える必要がある。事務局が「2年程度」とした提案理由を教えて欲しい。

(事務局：渡辺課長)

本市で作成している『町内会・自治会活動ガイド』にも役員の任期について「1年だと経験の蓄積による発展はしにくく、1期2年程度がいい」としており、多くの町内会等では実際にそうなっていることから、それを参考にした。また、協議会の中心的存在になり得る町内会・自治会の役員の任期に合わせる必要があると考えた。

(出石副委員長)

そういうことであれば、この報告書の中にそういった記載をすべきと思う。

一般的には市の審議会委員の任期も2年となっており、そういったこともベースになるのではないかな。

一方、地域自治区制度における地域協議会の委員の任期は4年以内で条例で定められている。そういった違いを検討委員会として承知したうえで報告をしないと聞かないと思うので、中間報告には載せないということも考えられる。

(西原委員)

私は「2年」ということでよいと思う。

横須賀市の各町内会等をはじめとする各団体の役員任期は、「2年」が大多数となっている。ちなみに民協などは3年任期である。

また、一方で新しい町内会などは1年を任期にしているところもあるが、1年では何もできないという声もよく聞こえてくる。

よって、「任期は2年とし、再任を妨げず」とすることが一般的であるし、最適なのではないかと思う。

(鈴木委員)

端的に言えば、「1年では短い、3年では長い、2年が適当」ということではなかろうか。

(昌子委員長)

若干気になるのは、今までこの検討委員会で議論をしてこなかった案件について中間報告書に記載するということであるが、そのあたりをお諮りしたい。

(鈴木委員)

実際に協議会を運営してみると、この任期についても（専門性があるような取り組みなどの場合も含め）長い、短いといったことが出てくると思う。よって、今後の課題ということでもいいのではないか。

あえて言うならば、他の団体の役員任期などと照らし合わせれば、「2年」がベターだとは思うが。

(昌子委員長)

では、皆さんにお諮りをしたい。この任期については、この事務局案に提案根拠を追記するかたちで記載するか、または、検討委員会で議論をしてこなかった案件として、今後の課題とするか。

(倉谷委員)

今、ここで議論があったので、この方向で記載することでもいいのではないか。

(昌子委員長)

委員の皆さんもそのようにお考えのようなので、記載することとしたい。

では、次に進みたい。

(事務局)

～『中間報告書案』8頁、「5—(7) 委員への報酬」読み上げ～

(鈴木委員)

既存の団体活動の中でも、報酬の要否についての議論は出てきている。今までそういった活動に参加してきた方々は無償で行うことは当たり前であったが、最近の方々は交通費やその実費相当額などは必要と考える人が増えてきている。そういった意味で言えば、これからは交通費程度の謝礼等は必要なものと考えていかないと、協議会としての発展性が見込めない可能性がある。

(出石副委員長)

この件についても、なぜ無報酬が望ましいのかという理由が必要であると思う。行政ができないことを地域に肩代わりしてもらおうということであれば報酬は必要であるが、自分たちのことは自分たちで、地域のことは地域で決めるという趣旨であるので、「原則として無報酬」ということになるのだと思うので、そういったように書くべきだと思う。

一方で、先ほど鈴木委員からのご意見のような考え方もあるので、そういったことを書き添える必要がある。

(事務局：渡辺課長)

今のご指摘のように、「地域運営協議会の活動は住民の自発的活動である」といった意味の理由を追記するようにしたい。

(昌子委員長)

それでは、「(8) 協議会の設立時期」へ進みたい。

(事務局)

～『中間報告書案』8頁、「5—(8) 協議会の設立時期」読み上げ～

(古谷委員)

三行目に「現在検討中の自治基本条例～」という記述がある。自治基本条例の施行目標時期である平成24年4月と、この協議会の設立時期の整合性を図る必要がなぜあるのか。

(昌子委員長)

私も、この「協議会の設立時期」の項目で自治基本条例との整合性が出てきたことには違和感を覚えている。

(古谷委員)

確かに、自治基本条例の検討を行うなかで、地域自治組織の位置付けについてどのように盛り込んでくかということは課題となっている。

そういった意味で言えば、整合を図るのは自治基本条例側の方であると思う。地域運営協議会設置等検討委員会で検討している状況に応じて、どのような位置付けができるかということを検討していく必要があると思っている。

(事務局：渡辺課長)

自治基本条例の制定目標時期が平成24年4月であることから、この地域運営協議会の設置についても平成24年4月以降となるだろうという考えから記載したものである。しかしながら、自治基本条例についてはこの項目に書くべきものであるのか、または書く必要があるものなのかということも含めて、中で調整させていただきたい。

(出石副委員長)

ここで書くべきものか、項目出しすべきであるかは分からないが、協議会の設置根拠について触れる必要がないだろうか。

例えば、「モデル実施や順次設置していくにあたっては、要綱等による設置が妥当である。」であるとか、「全市域で実施する際には、条例による実施を視野に入れる必要がある。」といったようなことを書く必要があるのではないかということである。

「協議会の設置根拠」といったかたちで項目出しすることも含めて、どこかしらに記載する必要はあると思う。

(事務局：渡辺課長)

4頁の「(1) 組織の位置付け」に書くことも考えられるし、8頁の「(8) 協議会の設立時期」のところでモデル事業について触れているので、それに合わせて記載をしていくということも考えられる。また、12頁の「6 今後の検討」のところに書いていくということも含めて考えてみたい。

いずれにしても、モデル実施時点での要綱や、全市域実施の際の条例施行なども見えていた方が分かりやすいと思うので、記載する方向で検討したい。

(昌子委員長)

この件は非常に重要なところなので、この中間報告書には必ず記載すべき事項かと思うので、記載方法についてはよく検討すべきかと思う。

(鈴木委員)

モデル事業は何か所で行う予定か。

(事務局：竹内部長)

初年度(23年度)は1か所での実施を予定している。

(鈴木委員)

できれば、大きいところだと小さいところでそれぞれ1か所ずつ行う方がいいのではないかと思う。これは、全市域で見たときに、どうしても進むところと進まないところが出てくるので、そういった理由を明らかにするためにも(地域差がありそうな)2か所くらいで行った方がよいのではないかと思う。

(昌子委員長)

他にご意見がないようでしたら、次へ進みたい。

(事務局)

～『中間報告書案』8頁、「5—(9)組織名」読み上げ～

(出石副委員長)

先ほど、話に出てきた6頁のところと整合を図っていただいて、問題提起がされていればいいのではないか。

(昌子委員長)

では、整合を図っていただくということで、先に進みたい。

(事務局)

～『中間報告書案』9頁、「5—(10)新組織と依存組織の関係」読み上げ～

(倉谷委員)

ここには表現として、「いいこと」が書かれている。

「既存組織の屋上屋を架す」、「既存組織と重複するような組織」と誤解されては困るし、新組織と既存組織が対立関係になってしまうといったことがないように、そういった懸念材料にもあえて触れておくべきではないだろうか。

(出石副委員長)

二段落目のところは、既存の組織へ支出されている補助金等を将来的には整理していくという意思表示なのか。

(事務局：高橋主任)

意図としては、そういったところを含んだものとして記述した。

(出石副委員長)

これについては、少し議論が必要ではないか。

(櫻井委員)

この件は簡単に結論が出るものではない。

現状、既存の団体にどのような補助金や交付金といったものが支出されているのかというところを押し並べてじっくり検討する必要がある。やはり既得権というかそういう主張は強く出てくると思う。これを整理するといったことは、相当な議論と時間をかけた検討が必要だろう。しかし、絶対に避けては通れないことだとは思ひ、今後の大きな検討テーマではなからうかと思う。

(出石副委員長)

これは、相当に気を付けなければいけないことで、この後の協議会の予算と関連付けてみた場合に、協議会にある程度の金額を預けるので、あとは協議会と各団体で調整して欲しいということになっていってしまう。これについては検討委員会の中では特に議論をしていないし、むしろ、既存団体の活動とは切り離して考えるようになっていたはずである。

したがって、この件については、このタイミングで決めることではないと思う。

(昌子委員長)

検討委員会の議論の中では、将来的な展望としてはあり得るといった話が出ていたが、すぐに取り組むといったことにはなっていないと記憶している。

(出石副委員長)

そうであれば、二段落目は削除して、先ほど倉谷委員がおっしゃった内容を書き足すかたちでいいのではないか。

(事務局：渡辺課長)

それでは、そのようなかたちに修正したい。

(昌子委員長)

それでは、「(11) 協議会の役割」に進みたい。

(事務局)

～『中間報告書案』9頁、「5—(11) 協議会の役割」読み上げ～

(鈴木委員)

例えば、民児協にしても社協にしても連町にしてもそれぞれ独自に活動をしていた。そういった団体が集まって横の連携を図るといったことは大事であるが、この協議会を運営するうえではどこの団体が軸となるのかといったことなどもあるので、非常に難しい問題であると思う。

(櫻井委員)

「(10) 新組織と既存組織の関係」と深く関わってくるころだと思う。

(昌子委員長)

この部分については、具体的なお意見もあまりないので次に進むことにしたい。

(事務局)

～『中間報告書案』11頁、「5—(12) 協議会の予算」読み上げ～

(昌子委員長)

こちらから指名して恐縮だが、倉谷委員はこの表現についてはいかがか。

(倉谷委員)

いいと思う。もちろん用途は何でもいいという訳ではなく、ある程度の制限があり、また上限額が決まった中で地域の実情に合わせて使い途を決めていく。しかし、上限額を超えるものや、法令的な関係から地域だけでは手が出せない事案などは行政と一緒にやっていくということであるので、この表現でいいのではないかと思う。

(昌子委員長)

では、他にないようなので、次に進むこととしたい。

(事務局)

～『中間報告書案』11頁、「5—(13) 行政機関及び市職員の支援体制・関わり方」読み上げ～

(鈴木委員)

後段の部分は新しい取り組みを進めていこうという部分が表されており、概ねよろしいかと思う。

しかし、現在、民児協はできるだけ行政から独立した活動を行う方向へ進んでいる中で一行目の「行政の積極的な支援は欠かせません」という部分は、少し抵抗がある。この協議会は新たに設置するものなので、ある程度は支援が必要ということは理解できるが、行政が関わることで活動が制限されることもあるので、いずれは組織として独立したかたちにするという方向に進んで欲しい。

(櫻井委員)

とは言っても、行政のサポートがないと困る部分もあるので、そのあたりはバランスを考慮していきたい。

(出石副委員長)

先ほどの鈴木委員のご指摘の一行目の「行政の積極的な支援は欠かせません」の前に、「当面の間」と入れてはいかがか。

(事務局)

そのようにしたいと思う。

(出石副委員長)

(13)の表題を「行政機関及び市職員の支援体制・関わり方」としているが、文章中では市職員の支援体制について触れていないので、「行政機関の支援体制・関わり方」でいいのではないか。

(昌子委員長)

では、市職員の具体的な支援体制については最終報告へ向けての検討課題として、中間報告ではその部分は表題から削除することでいかがか。

(事務局：渡辺課長)

おそらくは、(習志野市などで行っている)「地域担当制」のような仕組みを見据えられているのではないかと思う。

(昌子委員長)

「検討課題として職員の地域担当制のような仕組みを検討する必要がある」といった一文を追記することが考えられる。

(出石副委員長)

そこまで具体的でないにしても、「職員の関わり方についても検討する必要がある」といった一文を追記することも考えられる。

(昌子委員長)

では、表題は変えずに一文を追記するかたちとしたい。

(事務局)

～『中間報告書案』12頁、「6 今後の検討について」読み上げ～

(事務局：竹内部長)

議会からもこの協議会への意見がかなり出ているので、そういったことも汲み取れるような表現に工夫させていただきたい。

(昌子委員長)

了解した。

それでは、時間が迫ってきたが、前の部分で振り返ってご意見がある場合にはご発言願いたい。

(古谷委員)

2頁の「はじめに」のところが適切かと思うが、この地域運営協議会の検討の動きが単体のものではなく、これから横須賀市が自治基本条例を制定して「市民が主役のまちづくり」を行っていくということが分かるような表現をこの中に盛り込んでいただきたい。

(昌子委員長)

それでは、自治基本条例のことについては「はじめに」のところで触れることとしたい。

(出石副委員長)

形式的なところであるが、13頁の【資料2】について、この中間報告は5月に行うものとした場合、この名簿は最新のものであるべきであるし、一般的には新旧委員の両方を(時期を含めて)明示すべき。

(事務局：竹内部長)

先ほど出石副委員長からご指摘いただいた、協議会の法的根拠について触れる項目はいかがしたらよろしいか。

(出石副委員長)

項目として別立てはせず、8頁の「(8)協議会の設立時期」のところで、例えば、「なお、設置するにあたっては～当面のモデル実施は試行ということも踏まえて、要綱等の設置が考えられる。一方、全市的に実施する場合には条例による設置が望ましい」といったようなかたちで記載することがよろしいのではないかと思う。

(事務局：竹内部長)

議会でも質疑があり、私も市長も副委員長がおっしゃったように「モデル事業の段階では要綱や要領といったもので実施し、全市的な実施の際には、条例会の検討が必要だ」というような趣旨で答弁を行った。

(昌子委員長)

そういったことであれば、出石副委員長からのご提案どおり、「(8)協議会の設立時期」のところに加えるかたちが適切かと思う。

他にいかがか。

ないようであれば、事務局の方から事務連絡等を願いたい。

4 事務連絡等

(1) 中間報告書案への意見聴取

会議の中で発言できなかったこと、後から気付いたことなどがあった場合、4/22（金）までに事務局まで連絡いただくよう依頼した。

(2) 平成 23 年度（仮称）地域運営協議会設置等検討事業の予定報告

資料 3 に基づき、検討委員会の会議予定及び平成 23 年度における（仮称）地域運営協議会設置等検討事業における取り組み予定を報告した。

（昌子委員長）

中間報告案へのご意見については、ただ今事務局から連絡があったとおり、4/22（金）までをお願いしたい。

また、たいへん恐縮ではあるが、この後の収斂作業については私（委員長）と副委員長と事務局にご一任いただくことをご了承願いたい。

最終的な中間報告書については、出来次第、各委員へお送りすることとする。